

西尾市ユニバーサルデザインタクシー導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市ユニバーサルデザインタクシー導入事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザインタクシー 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日国自旅第192号）に基づき国土交通大臣が認定したユニバーサルデザインタクシー車両（以下「UDタクシー」という。）をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）を営営する者であつて、西尾市内に営業所を構える者をいう。

(補助対象車両)

第3条 補助の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、UDタクシーであつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 西尾市内を使用の本拠とするものであること。
- (2) 運送事業を行う上で使用するものであること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度に、新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号））第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。）を受けるものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、導入するUDタクシーの車両本体の購入費とする。ただし、車両1台あたりの補助上限額は10万円とし、当該年度の補助金の総額は予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 車両販売店が発行した補助対象自動車の購入の事実が確認できる書類の写し
- (3) 請求書（車両本体の購入経費が分かるもの）の写し

- (4) 市税の完納を証する納税証明書（申請日前2月以内に発行されたもの）
 - (5) 営業区域図
 - (6) 事業所証明書（申請日前2月以内に発行されたもの）
 - (7) その他会長が必要と認める書類
- （交付の決定及び通知）

第6条 会長は、前条の規定により補助金等の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金等の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、補助金等交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者等に通知しなければならない。

- 2 補助金等の交付の決定をする場合は、会長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

（状況報告）

第7条 会長は、補助事業等を適正に執行させるため必要に応じ、補助事業者等に補助事業等の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

（補助金等の請求）

第8条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者等が補助金等の交付の目的を達成するため、会長が特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を概算払又は前金払をすることができる。

（検査）

第9条 会長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者等の報告に基づき関係書類及び物件を検査することができる。

（交付決定の取消し又は補助金等の返還）

第10条 会長は、補助事業者等が次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱若しくは補助金等の交付の決定をする場合に付した条件又は会長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金等を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業等を中止又は廃止したとき。
- (4) 補助事業等に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) その他補助金等の運用を不相当と認めたとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 21 日から施行する。

補 助 金 等 交 付 申 請 書	
年 月 日	
(あて先) 西尾市地域公共交通活性化協議会会長	
申請者	住 所
団 体 名	
代表者名	
電話番号	
年度ユニバーサルデザインタクシー導入事業を行うため、西尾市ユニバーサルデザインタクシー導入事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。	
記	
事 業 等 の 内 容	
交 付 申 請 額	

様式第2号（第6条関係）

補助金等交付決定通知書 年 月 日 様 西尾市地域公共交通活性化協議会 会 長 印 年 月 日付で交付申請のあった 年度ユニバーサルデザインタクシー導入事業補助金等については、西尾市ユニバーサルデザインタクシー導入事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定します。 記	
交 付 決 定 額	金_____円
交 付 条 件	

様式第3号（第8条関係）

補助金等交付請求書 年 月 日 （あて先）西尾市地域公共交通活性化協議会会長 補助事業者等 住 所 団 体 名 代表者名 ㊞ 電話番号 西尾市ユニバーサルデザインタクシー導入事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。 記	
請 求 額	金_____円
交付決定通知	年 月 日 第 号
交付決定額	金_____円
受 領 済 額	金_____円
備 考	